

3 障がい者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に一定の障がいがある方は、身体障害者手帳の交付を受けることにより各種の支援を受けることができます。

手帳の等級は、1～6級に区分され、数字が小さいほど障がい重いことを表しています。
福祉総合支援センターで審査を行い、身体上の障がいがあると認められた方に交付されます。

交付申請（*松山市を除く）

提出する書類

- 交付申請書
- 知事等が指定する医師の診断書・意見書
- 本人の写真（縦 4cm×横 3cm 申請日前 6 カ月以内に撮影したもの）
- マイナンバーの確認できるもの

提出先

お住まいの市福祉事務所、町役場（→P9,10）

注意点

- 利用できる福祉サービスは、手帳の障がい名や障がい等級などにより異なります。
- 障がいの程度が変わった場合は程度変更の手続きが必要です。
- 氏名や居住地等に変更がある場合には、市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ届け出が必要です。
- 県外へ転出する場合、手帳を返還する必要はありませんが、新居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ住所変更の届け出が必要です。
- 手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ手帳を返還してください。

*松山市にお住まいの方

松山市については市が単独で身体障害者手帳の発行を行っています。

交付申請に必要なもの

- 身体障害者（児）手帳交付申請書
- 身体障害者診断書意見書
- 顔写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm 3 カ月以内に撮影したもの）
- 健康保険の資格情報が分かる書類
- マイナンバーの確認できるもの

手帳交付申請の詳しい内容については、松山市障がい福祉課にお問い合わせください。
（TEL：089-948-6017、FAX：089-932-7553）



(2) 療育手帳

知的障がいのある方は、療育手帳の交付を受けることにより各種の支援を受けることができます。手帳の障がい程度は、A又はBに区分され、Aの方が障がい重いことを表しています。

福祉総合支援センター又は東予子ども・女性支援センター並びに南予子ども・女性支援センターで知的障がいと判定された方に交付されます。

交付申請

提出する書類

- ・ 交付申請書
- ・ 療育手帳交付（確認）申請調書
- ・ 本人の写真（縦 4cm×横 3cm）
- ・ マイナンバーの確認できるもの

提出先

お住まいの市福祉事務所、町役場（→P9,10）

注意点

- 手帳保持者は、障がい程度の確認を受けるため、手帳記載の「次の判定年月」の前月までにその確認の申請が必要です。
- 利用できる福祉サービスは、障がいの程度などにより異なることがあります。
- 氏名や居住地等に変更がある場合には、市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ届け出が必要です。
- 県外へ転出する場合、手帳を返還する必要はありませんが、新居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ住所変更の届け出が必要です。
- 手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ手帳を返還してください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることにより各種の支援を受けることができます。

手帳の等級は、1～3級に区分され、数字が小さいほど障がい重いことを表しています。

交付申請

提出する書類

- ・ 交付申請書
- ・ 本人の写真（縦 4cm×横 3cm 申請日前1年以内に撮影したもの）
（入院中等により写真撮影が困難等特別な事情がある場合には不要）
- ・ ①か②どちらかの書類
 - ① 精神障がいの診断又は治療に従事する医師の診断書
 - ② 精神障がいの障害年金受給者は、障害年金証書又は年金振込（支払）通知書若しくは特別障害給付金受給資格者証又は国庫金振込（送金）通知書の写し
- ※②の場合、年金事務所等に照会するため同意書が必要。
- ・ マイナンバーの確認できるもの

提出先

お住まいの市福祉事務所、町役場（→P9,10）

注意点

- 利用できる福祉サービスは、障がい等級などにより異なることがあります。
- 障がいの程度が変わった場合は程度変更の手続きが必要です。
- 氏名や居住地等に変更がある場合には、市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ届け出が必要です。
- 県外へ転出する場合、新居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ旧居住地で発行された手帳の返還及び住所変更の届け出が必要です。
- 手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ手帳を返還してください。
- 手帳の有効期限は 2 年ですので、2 年ごとに更新の手続きが必要です。
更新は、有効期限の 3 カ月前から申請できます。



(4) 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則別表第5号

級 別		1 級	2 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰ/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
障害 平衡機能又は聴覚機能	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
	平衡機能障害		
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
		移動機能	不随意運動、失調等により歩行が不可能なもの
			不随意運動、失調等により歩行が極度に制限されるもの
若しくは心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう又は直腸機能の障害 若しくは小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの

級 別		3 級	4 級
視 覚 障 害		1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
平衡機能障害 聴覚又は	聴 覚 障 害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能を全廃したもの 4 1 上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 4 指の機能の著しい障害
	下 肢		1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 1 下肢の著しい障害 5 1 下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
	体 幹		体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
若しくは肝臓の機能の障害 心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫	心 臓 機 能 障 害		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝 臓 機 能 障 害		肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

級 別		5 級	6 級
視 覚 障 害		1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
聴 覚 障 害			1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
平衡機能障害		平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能の著しい障害 3 1 上肢のおや指を欠くもの 4 1 上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能の著しい障害	1 1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能を全廃したもの
	下 肢	1 1 下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1 下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1 下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害
	体 幹	体幹の機能の著しい障害	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動、失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの
若しくは心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう又は直腸機能障害 若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害		
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
	肝臓機能障害		

級 別		7 級	備 考	
視 覚 障 害			1 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は 1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は 6 級とする。 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものとする。 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。	
聴覚又は平衡機能障害	聴 覚 障 害			
	平衡機能障害			
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 1 上肢の機能の軽度の障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害 3 1 上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能の著しい障害 5 1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		
	下 肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1 下肢の機能の軽度の障害 3 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害 4 1 下肢のすべての指を欠くもの 5 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの		
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		上肢に不随意運動、失調等を有するもの
		移動機能		下肢に不随意運動、失調等を有するもの
心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害 若しくは肝臓の機能の障害	心 臓 機 能 障 害			
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝 臓 機 能 障 害			